

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成二十九年八月八日から同年十二月八日までに奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センターに到着するよう提出してください。

平成二十九年八月八日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ならファミリ―

所在地 奈良市西大寺東町二丁目四―一

二 変更のあった事項

1 大規模小売店舗の名称

（変更前）奈良ファミリ―

（変更後）ならファミリ―

2 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 三菱UFJ信託銀行株式会社

住所 東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

代表者 若林 辰雄

（変更後）名称 三菱UFJ信託銀行株式会社

住所 東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

代表者 池谷 幹男

三 変更年月日

平成二十八年七月十二日

四 届出年月日

平成二十九年四月二十日

五 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

